

インドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション認証実施に関する
インドネシア共和国農業大臣規程2020年第38号

唯一神のご加護により、
インドネシア共和国農業大臣は、

インドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション認証システム（以下、「ISPO」という。）に関する大統領規程2020年第44号の第4条(4)項、第6条(3)項、第7条、第12条(4)項、第14条、第15条(3)項、第16条(3)項、第17条(3)項、第18条(4)項、第26条(2)項の規定を実施し、第25条に規定されたISPO認証実施に対する育成及び監督に関する規制を行うために、インドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション認証システム実施に関する農業大臣規程を定める必要があることを考慮し、

1. 1945年憲法第17条(3)項
 2. 省に関する法律2008年第39号(官報2008年第166号、官報追記4916号)
 3. プランテーションに関する法律2014年第39号(官報2014年308号、官報追記5613号)
 4. 持続可能な農業システムに関する法律2019年第22号(官報2019年201号、官報追記6412号)
 5. 農業省に関する大統領規程2015年第45号(官報2015年85号)
 6. インドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション認証システムに関する大統領規程2020年第44号(官報2020年75号)
 7. 農業省の組織と作業手順に関する農業大臣規程 No. 43/PERMENTAN/OT. 010/8/2015(官報2015年1243号)
- に鑑み、

以下を決定した。

インドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション認証実施に関する農業大臣規程を定める。

第1章
総則

第1条

本大臣規程の中では、以下のとおり定義する。

1. アブラヤシプランテーションとは、天然資源管理、人的資源、生産設備、器具・機械、栽培、収穫、加工及びアブラヤシの販売のあらゆる活動のことを意味する。
2. アブラヤシプランテーション事業とは、アブラヤシプランテーション物品及び/又はサービスを生産する事業を意味する。

¹ (注) 法的効力を有するのはインドネシア語の法令自体であり、参考和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはインドネシア語の法令を参照下さい。

3. インドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション (*Indonesian Sustainable Palm Oil*)とは、法規に基づき、経済的に適切で、社会文化的に適切で、環境にやさしいアブラヤシプランテーション事業システムのことであり、以下、「ISPO」という。
4. アブラヤシプランテーション事業者とは、アブラヤシ農家及び/又はアブラヤシプランテーション事業を管理するアブラヤシプランテーション企業を意味し、以下、「事業者」という。
5. アブラヤシプランテーション企業とは、法人形態で、インドネシアの法に基づき設立され、インドネシア領域に所在する、一定規模のアブラヤシプランテーション事業を管理する事業体を意味し、以下、「プランテーション企業」という。
6. アブラヤシ農家とは、一定規模に達しない事業規模のアブラヤシプランテーション事業を行うインドネシア人個人のことを意味し、以下、「農家」という。
7. アブラヤシプランテーション産品とは、アブラヤシプランテーション作物及びその加工品のすべてのことを意味し、主産物、保存性を高めた加工品、副産物から構成される。
8. ISPO認証とは、アブラヤシプランテーションの製品及び/又はガバナンスがISPOに関する原則と基準を満たしている旨の書面による保証の供与に関連する、アブラヤシプランテーション事業に対する一連の適正評価活動のことを意味する。
9. ISPO認証機関とは、ISPO認証を行う独立適正評価機関のことを意味し、以下、「LS ISPO」という。
10. 国家認定委員会とは、適正評価機関の認定分野の責務を負う非構造機関(特定の省に属さない)のことを意味し、以下、「KAN」という。
11. 大臣とは、プランテーション分野の行政を行う大臣のことを意味する。
12. 総局長とは、プランテーション分野の機能を実施する農業省の中級高官のことを意味する。
13. 局とは、プランテーション分野の機能を実施する地方機関のことを意味する。

第2条

本農業大臣規程の範囲は：

- a ISPOに関する原則と基準
- b ISPO認証の要件と手続き
- c 育成と監督
- d ISPO認証に関する費用と資金調達に関する便宜、及び
- e 行政罰

第2章

ISPOに関する原則と基準

第3条

- (1) 持続可能なインドネシアアブラヤシプランテーションを保証するために、プランテーション企業と農家に対しISPO認証を行う。
- (2) (1)項に規定されたプランテーション企業に対するISPO認証は、下記の原則を適用して実施する。
 - a 法規の遵守
 - b プランテーションのベストプラクティスの採用
 - c 環境、天然資源及び生物多様性の管理
 - d 労務的責任
 - e 社会的責任及び市民経済のエンパワーメント
 - f 透明性の適用、及び
 - g 持続的な事業の改善
- (3) (1)項に規定された農家に対するISPO認証は、下記の原則を適用して実施する。
 - a 法規の遵守
 - b プランテーションのベストプラクティスの採用
 - c 環境、天然資源及び生物多様性の管理
 - d 透明性の適用、及び
 - e 持続的な事業の改善
- (4) (2)項及び(3)項に規定された原則は、第4条で規定される基準の中で詳細に記述される。

第4条

- (1) 第3条(2)項aに規定された法規の遵守の基準は、下記に基づく。
 - a 土地の適法性、及び
 - b プランテーション事業の適法性
- (2) 第3条(2)項bに規定されたプランテーションのベストプラクティスの採用の基準は、下記に基づく。
 - a プランテーション計画、及び
 - b 栽培及び産品加工技術の採用
- (3) 第3条(2)項cに規定された環境、天然資源及び生物多様性の管理の基準は、下記に基づく。
 - a 環境許可関連の実施
 - b 廃棄物管理
 - c 固定汚染源の問題
 - d 廃棄物の活用
 - e 有害有毒物質と有害有毒廃棄物管理
 - f 火災と災害の制御
 - g 保護地区と保護価値の高いエリア

- h 温室効果ガスの削減、及び
 - i 自然林と泥炭地の保護
- (4) 第3条(2)項dに規定された労働責任の基準は、下記に基づく。
- a 労働安全衛生
 - b 雇用関係関連の事務的要件
 - c 労働者の福祉と能力の向上
 - d 児童労働者の利用と業務上の差別
 - e 労働組合結成のファシリテーション、及び
 - f 労働者と従業員の協同組合設立のファシリテーション
- (5) 第3条(2)項eに規定された社会的責任及び市民経済のエンパワーメントの基準は、下記に基づく。
- a コミュニティーの社会的責任
 - b 慣習法コミュニティ/先住民のエンパワーメント、及び
 - c 地域事業の振興
- (6) 第3条(2)項fに規定された透明性の適用の基準は、下記に基づく。
- a 果房の出所
 - b 透明性のあるK indexの計算と関連データ
 - c 公正で透明性のある果房価格設定の適用
 - d 機密性のない情報の公開と苦情処理
 - e 贈収賄に該当しうる行為をしない旨のコミットメント、及び
 - f 追跡可能なサプライチェーンシステム
- (7) 第3条(2)項gに規定された持続的な事業の改善の基準は、下記に基づく。
- a 許認可文書の有効期間のモニタリングと更新システム、及び
 - b 一定期間における測定可能な社会的責任と市民経済エンパワーメントプログラム

第5条

- (1) 第3条(3)項aに規定された法規の遵守の基準は、下記に基づく。
- a 農家の適法性と管理
 - b 農家の立地
 - c 土地紛争と補償及びその他の紛争
 - d 農家の事業の適法性、及び
 - e 環境許認可義務
- (2) 第3条(3)項bに規定されたプランテーションのベストプラクティスの採用の基準は、下記に基づく。
- a 農家組織、及び
 - b 農家管理
- (3) 第3条(3)項cに規定された環境、天然資源及び生物多様性の管理の基準は、下記に基づく。
- a 火災防止と対策、及び
 - b 生物多様性保護

- (4) 第3条(3)項dに規定された透明性の適用の基準は、下記に基づく。
- a 果房の販売と価格に関する合意、及び
 - b データと情報の提供
- (5) 第3条(3)項eに規定された持続的な事業の改善の基準は、持続可能なアブラヤシ生産向上を支えるアクションプランを開発し実施することによるパフォーマンスの向上が含まれる

第6条

第4条及び第5条に規定された原則及び基準は、本大臣規程の一部を構成する添付書類I（プランテーション企業向け）及び添付書類II（農家向け）に基づき、本大臣規程から分離されない。

第3章

ISPO認証の要件と手続き

第1部

総則

第7条

- (1) ISPO認証は、アブラヤシプランテーション事業に対して義務として適用される。
- (2) (1)項に規定されたアブラヤシプランテーション事業は、下記から構成される：
- a アブラヤシプランテーション作物栽培事業
 - b アブラヤシプランテーション産品加工事業、及び
 - c アブラヤシプランテーション作物栽培事業とアブラヤシプランテーション産品加工事業の統合型

第2部

ISPO認証の要件

第8条

- (1) 第7条に規定されたISPO認証は、事業者がLS ISPOに対して申請する。
- (2) (1)項に規定された事業者は、下記から構成される：
- a プランテーション企業、又は
 - b 農家

第9条

- (1) 第8条aに規定されたプランテーション企業は、下記の必要書類を添付した上でISPO認証の申請を行う：
 - a プランテーション事業許可
 - b 土地所有証明書
 - c 環境許可書、及び
 - d プランテーション事業許可供与者からの農園分類定書
- (2) (1)項に規定されたISPO認証申請が可能な農園分類は、農園分類I, II又はIIIである。

第10条

- (1) 第9条に規定された要件を満たす以外に、プランテーション企業は、ISPOに関する原則と基準を理解する内部監査人を有していなければならない。
- (2) (1)項に規定された内部監査人は、ISPO原則と基準の適用を確認する責任を負う。
- (3) (1)項に規定されたISPOに関する原則と基準の理解は、ISPO研修を通じて習得する。
- (4) (3)項に規定されたISPO研修は、ISPO研修機関が実施する。

第11条

- (1) 第8条(2)項bに規定された農家は、下記の必要書類を添付した上でISPO認証の申請を行う。
 - a プランテーション事業登録証、及び
 - b 地権所有証明書
- (2) (1)項に規定されたIP0認証は、農家が個人又はグループで申請可能。
- (3) (2)項に規定されたグループは、法令に基づき、農家グループ、農家グループ合同体、協同組合又は農家経済組織の形態で可能。
- (4) (3)項に規定されたグループは、ISPO適用に責任を負う内部管理システム (*Internal Control System/ ICS*) チームを有していること。

第12条

- (1) 第11条に規定された要件を満たす以外に、農家は環境管理表明書 (SPPL) を添付する。
- (2) 第11条(4)項に規定された内部管理システムチームは、ISPOに関する原則と基準を理解していること。
- (3) (2)項に規定されたISPOに関する原則と基準の理解は、ISPO研修を通じて獲得する。
- (4) (3)項に規定されたISPO研修は、ISPO研修機関が実施する。

第13条

ISPO研修機関によるISPO研修の実施に関する詳細規定は、総局長が定める。

第3部 申請手順

第14条

- (1) プランテーション企業の申請者は、第9条と第10条に規定された必要書類を添付した上でLS ISPOにISPO認証申請書を提出する。
- (2) 農家の申請者は、第11条と第12条に規定された必要書類を添付した上でLS ISPOにISPO認証申請書を提出する。
- (3) LS ISPOは(1)項と(2)項に規定された申請要件を検証する。
- (4) 申請者が(1)項と(2)項に規定された要件を満たさない場合、申請書は却下され、却下の理由を添えて申請者に返却される。

第15条

- (1) 第14条(3)項に規定された検証が要件を満たしている場合、契約書の作成へと続く。
- (2) (1)項に規定された契約書の作成は、申請者とLS ISPOとの間で行う。
- (3) (2)項に規定された契約書の作成が合意に達しない場合、申請書は申請者が撤回したとみなす。
- (4) (2)項に規定された契約書の作成が合意に達する場合、ISPO認証契約書の署名を行う。

第4部 原則と基準の評価

第1節 ISPO認証に関する契約書

第16条

- (1) 第15条(4)項に規定されたISPO認証契約書には、少なくとも下記を規定する：
 - a 権利と義務
 - b 認証計画
 - c 検査
 - d 契約期間
 - e 認証凍結と停止ルールの変更
 - f 紛争、及び

- g 緊急事態
- (2) (1)項aに規定された権利と義務は、申請者とLS ISPOの権利と義務のことである。
- (3) (1)項bに規定された認証計画には下記を含む。
 - a 第1段階の監査
 - b 第2段階の監査
 - c 認証決定、及び
 - d 認証実施に必要な資源
- (4) (1)項cに規定された検査は、認証サイクル期に毎年、認証を発行したLS ISPOが行う。
- (5) (1)項dに規定された契約期間は、少なくとも認証の1サイクル中に行う。
- (6) (1)項eに規定された認証の凍結と停止ルールの変更は、ISPO認証の凍結又は停止が発生した場合の活動である。
- (7) (1)項fに規定された紛争は、発生した紛争に関する解決を規定する。
- (8) (1)項gに規定された緊急事態は、災害発生などの特定の状況のことである。

第2節 監査

第17条

- (1) LS ISPOは第15条(4)項に規定されたISPO認証に関する契約書の署名から3か月以内に第1段階の監査を実施すること。
- (2) (1)項に規定された第1段階の監査は、下記に対する評価である。
 - a 法的文書の具備と正当性のレビュー
 - b 第2段階の監査で評価予定の農園サンプルと加工事業
 - c 保護地区のある農園、有害有毒廃棄物保管所、一定の傾斜のある農園など農園と加工事業のクリティカルポイント、及び
 - d 情報提供者として選ばれた関係者/ステークホルダー

第18条

- (1) 第1段階の監査結果が第17条(2)項に規定された評価条件を満たしている場合、第2段階の監査へと続く。
- (2) 第1段階の監査結果が第17条(2)項に規定された評価条件を満たさない場合、評価から最長6か月間の、改善の機会が与えられる。
- (3) (2)項に規定された期間内に申請者が改善できない場合、第1段階の監査プロセスは停止され、申請者に対し停止の理由を添えて申請書を返却する。

第19条

- (1) 第18条(1)項に規定された第2段階の監査は、下記に対する評価である。

- a 申請者が利用するすべての文書
 - b 農園と加工事業におけるISPO原則と基準の適用
 - c 農園と加工事業に関与する担当者/従業員の能力、及び
 - d 情報提供者として選ばれた関係者/ステークホルダーに対するISPO原則と基準の適用の確認
- (2) (1)項に規定された第2段階の監査はサンプリング手法を用いる。
- a 初期認証の場合、サンプリングサイズは、 $(0.8\sqrt{y}) \times (z)$ の計算式で定めること。この場合、yは1グループ及び/又はプランテーション企業において評価予定の見積/農園/工場数、zはリスク評価に基づき定められる乗数 [低リスク=×3、中リスク=×2、低リスク=×3]
 - b aに規定された低リスクは、（下位地区に対する保護を行っている地区、自然保護・文化遺産地区及び/又は自然災害脆弱地区を含む）保護地区と境を接しない、泥炭地ではない、平坦な地形及び改植がないという基準のプランテーションエリア向けである。
 - c aに規定された中リスクとは、その一部又は全体が泥炭地、丘陵地及び/又は改植があるという基準のプランテーションエリア向けである。
 - d aに規定された高リスクとは、その一部又は全体が（下位地区に対する保護を行っている地区、自然保護・文化遺産地区及び/又は自然災害脆弱地区を含む）保護地区にあるという基準のプランテーションエリアである。

第20条

- (1) 第2段階の監査結果が第19条(1)項に規定された評価条件を満たしている場合、ISPO認証決定へと続く。
- (2) 第2段階の監査結果が第19条(1)項の評価条件を満たしていない場合、申請者に対し評価結果通知から6か月間以内に改善を行うよう勧告が出される。
- (3) (2)項に規定された最長6か月の期間内に申請者が改善を行えない場合、第2段階の監査プロセスは停止され、停止の理由を添えて申請者に申請書が返却される。

第21条

- (1) 監査実施において、LS ISPOは工数に基づき監査実施期間を定める。
- (2) (1)項に規定された監査は、下記の条件に基づき、ISPO原則と基準の充足に対するリスク要因を考慮して実施する。
 - a アブラヤシプランテーション作物栽培事業の第1段階と第2段階の監査は、少なくとも13工数
 - b アブラヤシプランテーション産品加工事業の第1段階と第2段階の監査は、少なくとも9工数
 - c アブラヤシプランテーション作物栽培事業とアブラヤシプランテーション産品加工事業の統合型の第1段階と第2段階の監査は、1農園と1加

- 工に対し少なくとも18工数
- (3) (2)項に規定された工数の追加が発生した場合、LS ISPOは、追加の理由を添えて申請者に通知をすること。

第5部 決定と認証状の発行

第22条

- (1) 第16条から第19条に規定された申請から第1段階と第2段階の監査結果報告書までの監査結果に基づき、監査プロセスが終了し、不備なしとされてから1か月以内にLS ISPOは決定を下す。
- (2) LS ISPOは(1)項に規定された決定を行う際、下記に基づく：
- a 明確で透明性のあるメカニズム、及び
 - b 利害衝突のない人的資源
- (3) (1)項に規定された決定は下記の形態による：
- a ISPO認証状の供与、又は
 - b ISPO認証状供与の却下
- (4) (3)項aに規定されたISPO認証状供与決定は、ISPO認証状発行へと続く。
- (5) (4)項に規定されたISPO認証状供与決定は、ISPO認証状決定から30日以内にLS ISPOのウェブサイトで公表される。
- (6) LS ISPOが(3)項bに規定されたISPO認証状供与を却下する場合、却下の理由を添えて申請者に申請書が返却される。
- (7) LS ISPOは(4)項に規定された発行した認証状を大臣に報告することが義務付けられる。

第23条

- (1) 第22条(4)項に規定されたISPO認証状は5年間有効。
- (2) 有効期間の切れたISPO認証状は、有効期間中に再延長が義務付けられる。
(原文ママ)
- (3) (1)項に規定された再延長は、ISPO 認証状有効期間終了6か月前までに再認証申請を行うことで事業者がこれを実施する。
- (4) 第1段階と第2段階の監査を通じた再認証は、初期認証プロセスに応じる。
- (5) ISPO原則と基準の充足に影響を及ぼす重大な変更がない場合、同一LS ISPOは即第2段階の監査を実施することが可能。
- (6) (5)項に規定された重大な変更とは、許認可文書、農園面積及び/又は加工ユニット能力の変更である。
- (7) 再認証のための監査期間は、初期認証の0.8工数とする。
- (8) 再認証決定は、ISPO認証状の有効期間終了前かつ第2段階の監査最終日から4か月以内に定める

第24条

ISPO認証状には少なくとも下記に関する事項を盛り込む。

- a 事業者の名前と住所
- b 所在地、所在地の座標点、農園面積、生産性及び認証を受けたユニットの総生産
- c ISPO認証状の登録番号
- d LS ISPOの名前と住所
- e ISPO認証状の発行及び終了日
- f KANのロゴとLS ISPOの認定番号
- g サプライチェーンモデル、及び
- h ISPOロゴ

第25条

- (1) LS ISPOはISPO認証状を発行する際、ISPOロゴを記載すること。
- (2) ISPO認証状を取得した事業者は、ISPOロゴを記載する権利を有する。
- (3) (1)項に規定されたISPOロゴは、ISPO認証製品IDとなる。
- (4) (2)項に規定されたISPOロゴは、農園、加工ユニット及び/又はアブラヤシプランテーション産品に記載することが可能。
- (5) ISPOロゴの決定及び記載に関する詳細規定は総局長が定める。

第26条

ISPO認証状を取得したプランテーション企業及び農家は、第3条、第4条、第5条に規定されたISPO原則と基準を一貫して維持及び適用する義務を負う。

第27条

プランテーション企業及び農家は、州及び県/市のプランテーション管轄局に対しISPO認証の結果を報告する。

第6部

サプライチェーン評価

第28条

- (1) LS ISPOは、パーム原油 (*Crude Palm Oil*)、核油 (*Palm Kernel Oil*) 及び副産物に加工された果房原材料の追跡を保證する枠組みにおいてサプライチェーン評価を行う。
- (2) (1)項に規定された評価は、ISPO認証申請手順及び第3条と第4条に規定された企業向けのISPO原則と基準に基づき、LS ISPOがこれを実施する。

第29条

- (1) 第28条に規定されたアブラヤシ製品のサプライチェーン追跡の保証は、農園、アブラヤシ加工及びバルキングを対象とする。
- (2) このサプライチェーン追跡は、セグリゲーションとマスバランス（製造量）のサプライチェーンモデルにより実施される。

第30条

- (1) 第29条(2)項に規定されたセグリゲーションサプライチェーンモデルは、100%の原材料果房がISPO認証であることを条件とする。
- (2) 第29条(2)項に規定されたマスバランスモデルは、30%以上の原材料果房がISPO認証であることを条件とする、ただし：
 - a 加工ユニットと統合型のプランテーション事業の場合、初回検査について。翌年に増加を行う
 - b プランテーション産品加工ユニット事業の場合、ISPO認証の最初の1サイクルについて。毎年割合を増加
- (3) 第28条に規定されたアブラヤシ製品サプライチェーン追跡保証を適用するプランテーション企業は、ニーズに応じてサプライチェーンモデルを選択することができる。

第7部

LS ISPOによる検査

第31条

- (1) 第22条(4)項に規定されたISPO認証状を取得したアブラヤシプランテーション事業は、認証サイクル期内に認証状発行LS ISPOによる検査を受けることが義務付けられている。
- (2) 初回検査は、認証決定日から9か月から12か月の間に実施される。
- (3) 以降の検査は、それ以前の検査から1年以内に毎年実施される。
- (4) (2)項に規定された検査実施に支障がある場合、それ以前の認証決定から最長3か月間検査期間の延長が認められる。
- (5) (3)項に規定された期間延長については、大臣とKANに報告する。

第32条

- (1) 検査の中で不適正が見つかった場合、検査終了会議から最長3か月の期間、改善のための時間が与えられる。
- (2) (1)項に規定された検査結果決定は、ISPO認証状の維持、停止、無効又は取り消しの形である。

- (3) 事業者が(2)項に規定された停止決定を受けた場合、ISPO認証状取り消し又は無効が決定される前に最長6か月間改善の期間が与えられる。
- (4) LS ISPOは(3)項に規定された停止された認証状を大臣に報告する義務を負う。

第33条

検査用サンプルサイズは0.6✓y、端数切り上げを行い、初期認証で未評価の農園を選ぶ。

第8部 紛争解決チーム

第34条

ISPO認証プロセスや決定に不満がある場合、申請者は下記に対して申請できる。

- a LS ISPOへの苦情、及び
- b ISPO委員会への不服申し立て

第35条

- (1) 第34条aに規定された苦情は、下記の者によって申請可能：
 - a 独立モニタリング実施者
 - b 事業者、又は
 - c 影響を受けた住民
- (2) (1)項に規定された苦情は、下記の形の必要書類を添付した上でLS ISPOに提出する：
 - a 訴えを起こす者又はその代理人が書面で作成し、署名した苦情
 - b 関連文書、及び
 - c 問題解決方法の提案

第36条

- (1) 第35条に規定された苦情処理のために、LS ISPOは苦情処理チームを結成する。
- (2) (1)項に規定された苦情処理チームは、下記の要素から構成される3人をメンバーとする：
 - a LS ISPO、2人、及び
 - b 専門家、1人
- (3) (1)項に規定されたチームメンバーは、苦情を提示側と関係を有してはならず、苦情処理における利害を有してはならない。
- (4) 苦情処理チームは、苦情処理申請を受理してから20日以内に決定を下すも

のとする。

- (5) 苦情処理メカニズムは、公衆のアクセスが可能。

第37条

- (1) 苦情処理チームの決定に不服のある第35条(1)項に規定された申請者は、ISPO委員会に不服申し立てを行うことができる。
- (2) (1)項に規定されたISPO委員会は、下記の要素から構成される3人をメンバーとする審判委員会を結成する。
- a ISPO委員会、2人、及び
 - b 専門家、1人
- (3) (2)項に規定された委員会メンバーは、不服申し立て側と関係を有してはならず、不服申し立て処理における利害を有していないこと。
- (4) 審判委員会は、訴えの申請を受理してから20日以内に不服申し立ての処理を行うこと。
- (5) 審判委員会の決定は、最終的かつ拘束力を有する。
- (6) 不服申し立て処理メカニズムは、公衆のアクセスが可能。

第38条

- (1) LS ISPOは第36条(4)項と第37条(4)項に規定された苦情申請及び不服申し立ての処理について大臣に報告する義務を負う。
- (2) 苦情又は不服申し立て処理プロセス中、発行済みのISPO認証状は引き続き有効とする。

第39条

LS ISPOは下記の形式の報告書を提出するにあたり、本大臣規程と分離できない一部をなす添付書類IIIに記載された書式に基づくものとする。

- a 第22条(5)項に規定された発行する認証状
- b 第32条(4)項に規定された凍結する認証状、及び
- c 第38条(1)項に規定された苦情及び不服申し立て処理

第9部

特別監査及びISPO認証状の移転

第1節

特別監査

第40条

- (1) 特別監査は、定期監査スケジュール以外で行われる現場監査であり、その

- メカニズムはLS ISPOが定める。
- (2) (1)項に規定された特別監査は、下記の事由により実施される。
 - a 事業者によりISPO認証の範囲の拡大申請があった場合
 - b 苦情/不服申し立てのフォローアップ、又は
 - c マネージメント及び/又は所有変更
 - (3) (2)項aに規定された事業者によるISPO認証スコープの拡大申請があった場合の特別監査は、検査と同時に実施が可能。
 - (4) (2)項bに規定された苦情/不服申し立てのフォローアップによる特別監査は、独立モニタリング実施者、事業者又は影響を受けた住民による申請に基づく苦情/不服申し立ての検証の方法により実施する。
 - (5) (2)項cに規定されたマネージメント及び/又は所有変更の場合の特別監査は、企業のマネージメント及び/又は所有変更データの検証の方法により実施する。

第2節 ISPO認証状の移転

第41条

- (1) まだ有効なISPO認証状は、下記の場合、他のLS ISPOに移転することができる。
 - a ISPO認証状保持者の申請がある場合
 - b LS ISPO認定がKANにより取り消された場合、又は
 - c LS ISPO認定が終了した場合
- (2) (1)項aに規定されたISPO認証状保持者の申請は、下記の場合に実施可能：
 - a 1認証サイクル期以降、及び
 - b 不公正な競争に関する規定に基づく

第42条

第41条(1)項aに規定されたISPO認証状保持者の申請に対する認証状移転の手順には下記が含まれる。

- a 申請者は、希望するLS ISPOに対しISPO認証状の移転の申請を行い、ISPO委員会とKANに写しを送付する
- b ISPO認証状の移転受け手側のLS ISPOは、ISPO認証状の移転申請の検証を行うためにISPO認証状を発行したLS ISPOと調整する
- c ISPO認証状の移転のための検証は、文書のレビューと現場視察の形で実施する。
- d 文書レビュー済みのISPO認証を確認するために、受け手側のLS ISPOはISPO認証状の保持者の第1段階と第2段階の監査に対する現場視察を行うものとする。
- e ISPO原則と基準の不適合があった場合、以下のとおりとする。

1. 認証状を発行したLS ISPOは認証状の移転前にクロージングを行うこと、又は
 2. 受け手側のLS ISPOはその不適合がクロージングとなっていることを確認すること
- f ISPO原則と基準に適合する場合、受け手側のLS ISPOは認証状を発行する、及び
- g Fの規定に基づき発行された認証状は、それ以前のISPO認証検査のスケジュールに基づき検査が行われる。

第43条

第41条(1)項bに規定されたLS ISPO認定がKANにより取り消された場合の認証状の移転に関する手順は下記を含む。

- a 認定を取り消されたLS ISPOはISPO認証状の移転の義務を負う。
- b aに規定された認証状の移転は、認定を受け、ISPO委員会に登録されたLS ISPOに対し認められる。
- c bに規定された認証状の移転は、ISPO認証状の保持者とISPO認証状の受け手側のLS ISPOの同意に基づく。
- d ISPO認証状の移転を受けた側のLS ISPOは、認証状移転に関する申請の検証を行うために、ISPO認証状を発行したLS ISPOと調整する。
- e 文書レビュー済みの認証を確認するために、受け手側のLS ISPOはISPO認証状の保持者の第1段階と第2段階の監査に対する現場視察を行うものとする。
- f ISPO原則と基準の不適合があった場合、以下のとおりとする。
 1. 認証状を発行したLS ISPOは、認証状の移転前に認証状のクロージングを行うこと、又は
 2. 受け手側のLS ISPOはその不適合がクロージングとなっていることを確認すること
- g 適合する場合、受け手側のLS ISPOは認証状を発行する、及び
- h gの規定に基づき発行された認証状は、それ以前のISPO認証検査のスケジュールに基づき検査が行われる。

第44条

第41条(1)項cに規定されたLS ISPO認定が終了した場合の認証状の移転手順には、下記が含まれる。

- a 認定有効期間が終了し、認定の延長を行わないLS ISPOは、ISPO認証状の保持者とISPO認証状受け手側のLS ISPOの同意に基づき、認定を受け、ISPO委員会に登録されたLS ISPOに対して発行済みのISPO認証状を移転する義務を負う。
- b aに規定されたISPO認証状の移転は、認定有効期間が終了してから40（原文ママ）以内に限り実施ができる。
- c 認証状移転を受けた側のLS ISPOは、認証状移転の申請のレビューのために

- ISPO認証状を発行したLS ISPOと調整を行う。
- d 認証状移転のための検証は、文書レビューと現場視察の形で行われる。
 - e 文書レビュー済みのISPO認証を確認するために、受け手側のLS ISPOはISPO認証状保持者の第1段階と第2段階の監査に対する現場視察を行うこと。
 - f ISPO原則と基準の不適合があった場合、以下のとおりとする。
 - 1. 認証状を発行したLS ISPOは認証状の移転前に認証状のクロージングを行うこと、又は
 - 2. 受け手側のLS ISPOはその不適合がクロージングとなっていることを確認すること
 - g 適合する場合、通常の認証決定ルールに従い、受け手側のLS ISPOは認証状を発行する、及び
 - h (7)項の規定に基づき発行した認証状は、それ以前のISPO認証検査のスケジュールに基づき検査が行われる。

第45条

- (1) 第41条に規定されたISPO認証状の移転は、事業者がISPO委員会に書面で報告をし、KANに写しを送ることが義務付けられる。
- (2) (1)項に規定された報告は、契約署名日から6日以内に認証状移転を受けた側のLS ISPOとの契約書の写しの形の文書を添付する。
- (3) 受け手側のLS ISPOは契約署名日から7日以内にLS ISPOとISPO委員会のウェブサイト上で認証状移転に関する決定を公表する。
- (4) KANは受け手側のLS ISPOが評価を行う時にISPO認証状の移転プロセスのチェックを行う。

第46条

- (1) 停止されたISPO認証状は、他のLS ISPOに移転できない。
- (2) ISPO認証状の保持者の申請によるISPO認証状の移転費用は、ISPO認証状の保持者が負担する。
- (3) LS ISPOの認定取り消し又は終了によるISPO認証状の移転費用は、LS ISPOが負担する。

第10部

LS ISPO監査人

第47条

- (1) LS ISPO監査人は、下記の一般要件を満たす義務を負う：
 - a SNI ISO 19011:2018に基づく監査実施技能を有する。
 - b 必要な技術判断の作成を含め、実施する監査分野の機能に応じた一定の特殊技術能力を有する

- c 独立しており、監査を受ける事業者と少なくとも24か月間、財政、所有、サービス、コンサルティングの関係及び/又は雇用関係を有していない
 - d ISPO研修修了証を有している、及び
 - e 本大臣規程法制化(diundangkan)以降、最長1年有効な、資格認証機関により発行されたISPO監査人としての能力証明書を保有している
- (2) (1)項に規定された一般要件の他に、LS ISPO監査人は、下記の特別要件を満たす義務を負う。
- a 工学/サイエンス分野のディプロマ3又は工学/サイエンス以外の分野のディプロマ3以上の学歴であり、適法性、栽培、加工、環境・労働安全衛生、社会・経済的な側面の技術研修に参加する
 - b 工学/サイエンス分野のディプロマ3の場合2年間、工学/サイエンス分野の学士の場合1年間、ISPO原則と基準のいずれか一つに関連する勤務経験を有する
 - c 品質管理システムに関するISO 9001、環境管理システムに関するISO 14001、労働安全衛生管理システムに関するISO 45001の基本原則を理解している、及び
 - d 過去3年間に4回又は20営業日の立案、監査、報告を含む完全な監査経験があり、少なくともそのうちの1回の監査がISPO監査の実習である

第48条

- (1) LS ISPOリード監査人は、下記の要件を満たす義務を負う。
- a LS ISPO監査人の要件を満たす
 - b リード監査人研修の修了証を保有している
 - c 監査人として従事開始したときから過去3年間に少なくとも3回又は15営業日の完全なISPOの第2段階の監査又は3つの異なるプランテーション事業者での検査の追加監査の経験がある、及び
 - d 品質管理システムに関するISO 9001、環境管理システムに関するISO 14001、労働安全衛生管理システムに関するISO 45001の基本原則を理解している、及び
 - e 監査人として重視を開始した3回の追加監査のうち少なくとも1回、監督下においてLS ISPO監査チームヘッドとして行動、ただし実施した監査の種類は、初期認証監査又は再認証監査とする
- (2) LS ISPO監査チームは共同で、ISPO原則と基準の充足、適法性、栽培、加工、環境・労働安全衛生、社会経済評価を行うための知識と能力を有するとの要件を満たさなくてはならない。
- (3) (2)項に規定された要件を満たせない場合、技術専門家を起用することができる。

第4章

ISPO認証実施の育成と監督

第49条

- (1) 大臣、州知事及び県知事/市長は、下記の形式での育成を行う。
 - a ファシリテーション、及び/又は
 - b 研修とコンサルティング
- (2) (1)項に規定されたファシリテーションについては、下記の形式により、事業者、LS ISPO及び独立モニタリング実施者に対し実施される。
 - a 周知活動とワークショップ
 - b 事業者のデータ化、及び/又は
 - c 農家向けの支援と資金アクセス
- (3) (2)項aに規定された周知活動とワークショップについては、プランテーション分野の総局長、州の局長及び県/市の局長が少なくとも1年に1度実施する。
- (4) (2)項bに規定された事業者のデータ化については、州の局長及び県/市の局長が少なくとも1年に1度実施する。
- (5) (2)項cに規定された支援と資金アクセスは、ISPO認証状を保有する農家を優先する。
- (6) (1)項bに規定された研修とコンサルティングについては、ISPO原則と基準充足の枠組みで事業者に対し実施する。
- (7) (6)項に規定された研修とコンサルティングについては、プランテーション企業、研修機関、コンサルタント機関及び住民を関与させることができる。
- (8) (7)項に規定されたコンサルタント機関と研修機関については総局長が定める。

第50条

- (1) 大臣、州知事及び県知事/市長は、ISPO認証実施の監督を行う。
- (2) (1)項に規定されたISPO認証状の保持者に対する監督については、プランテーション分野の総局長、州の局長及び県/市の局長が実施する。

第5章

ISPO認証に関する費用と資金調達ファシリテーション

第51条

- (1) 農家グループ (Poktan) とは、利害の共通性、社会、経済、資源状況の共通性、コモディティの共通性及びメンバー事業の向上と振興のための親和性に基づき結成されたアブラヤシ農家グループを意味する。
- (2) 農家グループ合同体 (Gapoktan) とは、複数の農家グループが集まり、経済規模と事業効率の向上のために協力する集合体を意味する。
- (3) 協同組合とは、その活動が協同組合の原則に基づいており、同時に家族主

義の原則に基づく庶民経済運動としての、個人又は協同組合法人を会員とする事業体を意味する。

第52条

プランテーション企業が申請するISPO認証の費用は、各プランテーション企業が負担する。

第53条

- (1) 農家はISPO認証について支援の申請ができる。
- (2) (1)項に規定された農家がグループで申請するISPO認証の費用は、下記に起因する。
 - a 国家予算
 - b 地方予算、及び/又は
 - c 法規に基づき正当なその他の資金源
- (3) (1)項に規定された資金調達は下記の形式で得ることができる。
 - a 研修
 - b ISPO原則と基準充足のコンサルティング、及び/又は
 - c 初期のISPO認証
- (4) 検査及びISPO再認証の費用は農家が負担する。
- (5) (3)項aに規定された研修については、研修事業体及び/又は法人が実施する又はISPO委員会が認めた研修機関又は研修分野の政府の業務ユニットと協力する。
- (6) (3)項bに規定されたコンサルティングについては、県/市又は州の局、コンサルティング担当者、地方ファシリテーター及び/又は指導員が実施する。
- (7) (3)項cに規定された初期ISPO認証については、農園面積が500-1000ヘクタールの農家のグループを優先する。

第54条

- (1) ISPO認証についての融資申請に国家予算を利用する場合、農家グループ、農家グループ合同体、協同組合又はその他の農家経済組織は、県/市の局長にISPO認証に関する提案を出す。
- (2) 県/市の局長は、第11条と第12条に規定された要件を検証する。
- (3) (2)項に規定された要件の検証結果が
 - a 要件を満たす場合、州の局長に通知、又は
 - b 要件を満たさない場合、申請者に返却する
- (4) 州の局長は、(3)項aに規定された提案を検証する。
- (5) (4)項に規定された提案の検証結果が
 - a 要件を満たす場合、総局長に通知、又は
 - b 要件を満たさない場合、県/市の局長に返却する

- (6) 総局長は、国家予算の資金確保状況に留意しつつ、(5)項に規定された提案を検証する。
- (7) 国家予算の資金が確保されている場合、国家財政分野の法令に基づき、ISPO認証の融資プロセスを行う。

第55条

- (1) ISPO認証についての融資申請に州予算を利用する場合、農家グループ、農家グループ合同体、協同組合又はその他の農家経済組織は、県/市の局長にISPO認証提案を提出する。
- (2) 県/市の局長は、第11条と第12条に規定された要件の検証を行う。
- (3) (2)項に規定された要件の検証結果が
 - a 要件を満たす場合、州局長に通知、又は
 - b 要件を満たさない場合、申請者に返却する
- (4) 州の局長は、(3)項aに規定された提案の検証を行う。
- (5) 州の局長は、州の地方予算の資金の確保状況に留意しつつ、(4)項に規定された提案の検証を行う。
- (6) 州の地方予算が確保されている場合、国家財政分野の法令に基づき、ISPO認証の融資プロセスを行う。

第56条

- (1) ISPO認証についての融資申請に県/市の地方予算を利用する場合、農家グループ合同体、協同組合又はその他の農家経済組織は、県/市の局長にISPO認証に関する提案を提出する。
- (2) 県/市の局長は、第11条と第12条に規定された要件の検証を行う。
- (3) 県/市の局長は、県/市の地方予算の資金の確保状況に留意しつつ、(3)項に規定された提案の検証を行う。
- (4) 州の地方予算が確保されている場合、国家財政分野の法令に基づき、ISPO認証の融資プロセスを行う。

第57条

ISPO認証についての融資申請に法令に基づく正当なその他の資金源を利用する場合、農家グループ、農家グループ合同体、協同組合又はその他の農家経済組織は、法令に基づくメカニズムにより、資金提供者に対しISPO認証に関する提案を提出する。

第6章 行政罰

第58条

- (1) 大臣は、第22条(4)項に規定されたISPO認証状を保有しないプランテーション企業に対し、下記の形での行政罰を科す。
 - a 書面による勧告
 - b 一時停止、又は
 - c 事業許可の取り消し
- (2) (1)項aに規定された書面による勧告は、改善を行うために、6か月の期間で1回出される
- (3) (2)項に規定された勧告が実施されない場合、プランテーション事業の一時停止に関する決定書を通知した日から6か月間、プランテーション事業の一時停止の形での行政罰を科す。
- (4) (3)項に規定された期間内にプランテーション企業がISPO認証状を有さない場合、権限に基づく許可を供与する者に対する事業許可取り消しの形で行政罰を科す。

第59条

- (1) 大臣は、第22条(7)項、第32条(4)項及び/又は第38条(1)項に規定された大臣に対する3か月ごとの定期的報告を提出しないLS ISPOに対し、下記の形式の行政罰を科す。
 - a 書面による勧告、又は
 - b プランテーション分野の行政を行う省のLS ISPOリストから除名する
- (2) (1)項に規定された書面の勧告は、1か月に二度出される。
- (3) (2)項に規定された2回目の書面による勧告が満たされない場合、LS ISPOはプランテーション分野の行政を行う省のLS ISPOリストから除名される形での行政罰が科される。

第60条

- (1) 大臣は、第31条(1)項に規定された検査を行わないLS ISPOに対し、下記の形の行政罰を科す。
 - a 書面による勧告、又は
 - b 農業省のLS ISPOリストから除名する。
- (2) (1)項に規定された書面の勧告は、検査を行うために2か月の期間で2回出される。
- (3) (2)項に規定された2回目の書面による勧告が満たされない場合、LS ISPOはプランテーション分野の行政を行う省のLS ISPOリストから除名される形式での行政罰が科される。
- (4) (3)項に規定されたLS ISPOリストから除名されたLS ISPOは、KANに対し認定取り消しのための提案がなされる。

第61条

- (1) 大臣は、第26条に規定されたISPO原則と基準を実施しないISPO認証状を保有する事業者に対し下記の形式の行政罰を科す。
 - a 書面による勧告
 - b ISPO認証状の凍結（原文ママ）、又は
 - c ISPO認証状の取り消し
- (2) (1)項に規定された書面の勧告は、改善のために2か月の期間で2回出される。
- (3) (2)項に規定された2回目の書面による勧告が満たされない場合、ISPO認証状の凍結通知日から6か月間、ISPO認証状凍結の形式での行政罰が科される。
- (4) (3)項に規定された6か月間に改善がない場合、ISPO認証状取り消しの形式での行政罰を科す。

第7章 結びの規定

第62条

- (1) 第3条(3)項に規定されたISPO認証に関する義務規定は、農家については、本大臣規程の法制化(diundangkan)から5年後に発効となる。
- (2) 第28条に規定されたサプライチェーン評価に関する規定は、本大臣規程の法制化(diundangkan)から5年後に発効となる。

第63条

本大臣規程発効時点において、インドネシア持続可能なアブラヤシ認証システムに関する農業大臣規程No. 11/PERMENTAN/OT. 140/3/2015は取り消され、無効となる。

第64条

本大臣規程は法制化(diundangkan)の日から発効する。

全ての人に知らしめるため、本大臣規程をインドネシア共和国官報にて法制化(diundangkan)する。

2020年11月16日、ジャカルタにて制定
農業大臣
Syahrul Yasin Limpo

2020年11月24日、ジャカルタにて法制化(diundangkan)
法務人権省
法規総局長

Widodo Ekadjahjana

インドネシア共和国官報2020年1377号

インドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション認証システム
実施に関する
インドネシア共和国農業大臣規程 号
添付書類I

下記向けのインドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション原則と基準：

- (I) プランテーション栽培とプランテーション産品加工事業の統合型事業を行うプランテーション企業
- (B) プランテーション栽培事業を行うプランテーション企業
- (P) プランテーション産品加工事業を行うプランテーション企業

<EXCEL FILE I>

インドネシア共和国農業大臣
シャフルル・ヤシン・リンポ

インドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション認証システム
実施に関する
インドネシア共和国農業大臣規程 号
添付書類II

農家向けのインドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション原則と基準

<EXCEL FILE II>

インドネシア共和国農業大臣
シャフルル・ヤシン・リンポ

インドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション認証システム
実施に関する
インドネシア共和国農業大臣規程2020年第38号
添付書類III

No.	種類	形式
1.	ISPO認証機関報告書提出レター	書式1
2.	ISPO認証機関報告書書式	書式2

インドネシア共和国農業大臣
シャフルル・ヤシン・リンポ

書式1

レターヘッド

.....

番号：
添付書類：1部
件名：ISPO認証機関報告書提出

宛先
農業省
ISPO委員会委員長
Jl. Harsono RM No. 3 Ragunan
Jakarta Selatan 12550

我々はインドネシア持続可能なアブラヤシプランテーション認証システム実施に関するインドネシア共和国農業大臣規程No. ……/Permentan/…/…/…に基づくISPO認証実施定期報告書をここに提出する。
添付の通り、発行された認証状、凍結/取り消した認証状及び苦情/異議申し立て情報を提出する。

以上、よろしくご査収願う。

…の名前
取締役

写しの送り先：
ISPOステアリング委員会

書式2

ISPO認証機関報告書書式

報告書番号	…/LAP. LS/月/年				
発行したISPO認証状データ :					
No.	事業者	住所	エリア面積 (Ha)	アブラヤシ 工場能力 (トン)	認証状の日 付
1.					
2.					
3.					
…					
凍結/取り消したISPO認証状データ :					
No.	事業者	住所	認証状発行 日	認証状凍結 日*)	認証状取り 消し日*)
1.					
2.					
3.					
…					
苦情/不服データ					
No.	報告者名	苦情/不服申し立て 日	苦情/不服	回答プロセ ス	解決策
1.					
2.					
3.					
…					

原則と基準要件の具備/改善事業者データ					
No.	事業者	ISPO原則と基準要件の具備/改善日	具備/改善文 書	まだ具備/改 善できない 場合の障害	ISPO認証機関の回答
1.					

2.					
3.					
...					

*) 発生プロセスに応じて記入